

工事請負契約約款 新旧対照表

現行	改正後（案）
第1条～第3条 （略） （契約の保証） 第4条 省略 — — — — 2 <u>前項</u>の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（<u>第5項</u>において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。 3 省略 4 省略 5 省略 第5条～第34条 （略） （前金払） 第35条 省略 — — — 2 発注者は、<u>前項</u>の規定による請求があったときは、請求を受けた日から20日以内に前払金を支払わなければならない。 3 省略 4 省略 5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（<u>第3項</u>の規定により中間前払金の支払いを受けてい	第1条～第3条 （略） （契約の保証） 第4条 省略 2 <u>受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。</u> 3 <u>第1項</u>の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（<u>第6項</u>において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。 4 省略 5 省略 6 省略 第5条～第34条 （略） （前金払） 第35条 省略 2 <u>受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</u> 3 発注者は、<u>第1項</u>の規定による請求があったときは、請求を受けた日から20日以内に前払金を支払わなければならない。 4 省略 5 省略 6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（<u>第4項</u>の規定により中間前払金の支払いを受けてい

現行	改正後（案）
るときは10分の6）に相当する額から受領済の前払金額（中間前払金の支払いを受けている場合には、中間前払金を含む。以下この条から第37条まで、第41条及び第54条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、<u>第2項</u>の規定を準用する。 <u>6</u> 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済の前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（<u>第3項</u>の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）に相当する額を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。 <u>7</u> 省略 <u>8</u> 発注者は、受注者が<u>第6項</u>の期間内に同項の超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、同項の返還期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。 <u>9</u> 受注者は、第38条に規定する部分払（年度を超えて施工する必要がある工事（債務負担行為又は繰越明許費に係る工事）については、各年度末の部分払を除く。）の支払いを請求した後にあっては、<u>第3項及び第4項</u>の中間前払金を請求することができない。 （保証契約の変更） 第36条 受注者は、前条<u>第5項</u>の規定により受領済の前払金に追加して更に前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。 2 省略 — — — — — <u>3</u> 省略 第37条（略）	るときは10分の6）に相当する額から受領済の前払金額（中間前払金の支払いを受けている場合には、中間前払金を含む。以下この条から第37条まで、第41条及び第54条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、<u>第3項</u>の規定を準用する。 <u>7</u> 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済の前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（<u>第4項</u>の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）に相当する額を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。 <u>8</u> 省略 <u>9</u> 発注者は、受注者が<u>第7項</u>の期間内に同項の超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、同項の返還期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。 <u>10</u> 受注者は、第38条に規定する部分払（年度を超えて施工する必要がある工事（債務負担行為又は繰越明許費に係る工事）については、各年度末の部分払を除く。）の支払いを請求した後にあっては、<u>第4項及び第5項</u>の中間前払金を請求することができない。 （保証契約の変更） 第36条 受注者は、前条<u>第6項</u>の規定により受領済の前払金に追加して更に前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。 2 省略 <u>3</u> <u>受注者は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</u> <u>4</u> 省略 第37条（略）

現行	改正後（案）
(部分払) 第38条 省略 2～7 省略 8 受注者は、第35条第3項及び第4項に規定する中間前払金を請求した後にあっては、部分払を請求することができない。ただし、年度を超えて施工する必要がある工事（債務負担行為又は繰越明許費に係る工事）については、各年度末の部分払に限り請求することができる。 第39条～第40条 （略） (債務負担行為に係る契約の前金払の特則) 第41条 第35条及び第36条の規定は、債務負担行為に係る契約の前金払について準用する。この場合において、第35条第1項及び第3項中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条第1項、第3項、第5項、第6項及び第7項並びに第36条第2項中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第38条第1項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えるものとする。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。 2～4 省略 5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36条第3項の規定を準用する。 第42条～第62条 （略） _____ _____ _____ _____	(部分払) 第38条 省略 2～7 省略 8 受注者は、第35条第4項及び第5項に規定する中間前払金を請求した後にあっては、部分払を請求することができない。ただし、年度を超えて施工する必要がある工事（債務負担行為又は繰越明許費に係る工事）については、各年度末の部分払に限り請求することができる。 第39条～第40条 （略） (債務負担行為に係る契約の前金払の特則) 第41条 第35条及び第36条の規定は、債務負担行為に係る契約の前金払について準用する。この場合において、第35条第1項及び第4項中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条第1項、第4項、第6項、第7項及び第8項並びに第36条第2項中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第38条第1項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えるものとする。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。 2～4 省略 5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36条第4項の規定を準用する。 第42条～第62条 （略） <u>(情報通信の技術を利用する方法)</u> 第63条 この約款において書面により行わなければならないこととされている<u>催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただ</u>

現行	改正後（案）
(補則) 第63条 省略	<u>し、その方法は、書面の交付に準ずるものでなければならない。</u> (補則) 第64条 省略